

# 区有地等の有効活用の推進を目的とした ホームページの公開について

## 趣旨

区有財産（土地及び建物）は、区民の貴重な財産であり、区民サービスや財政の健全化の観点から効果的に活用することが求められます。区はこれまで、公共施設等総合管理計画や公有財産有効活用指針に基づき、売払いや他事業で活用するなど、有効活用を推進しているところです。

しかし、面積狭小等の理由で活用困難としてきた区有地等もあり、近年の不動産の活用方法の多様化に対応し、有効活用のさらなる推進を図るため、**区有財産を公開し、活用状況の透明性向上を図るとともに、保有目的で利活用していない区有財産を、民間の視点による活用方法の提案募集などを通して、貸付などにより利活用の推進を図ります。**この取り組みを「**世田谷土地活用ソリューション**」とします。

## HPイメージ

世田谷区  
SETAGAYA CITY

検索 読み上げ 文字・色 読みがな Translation

くらし 住まい 仕事 子ども 福祉 文化  
手続き 街づくり 産業 教育 健康 スポーツ  
環境 若者支援 生涯学習 区政情報

ホーム > 目次から探す > 区政情報 > 財政 > 区有財産 > 区有財産（土地及び建物）の活用状況と有効活用について

### 区有財産（土地及び建物）の活用状況と有効活用について

最終更新日 令和5年10月2日 ページ番号 205756

#### 世田谷土地活用ソリューション

区有財産（土地及び建物）は、区民の貴重な財産であり、区民サービスや財政の健全化の観点から効果的に活用することが求められます。「世田谷土地活用ソリューション」は、区有財産を公開し、活用状況の透明性向上を図るとともに、保有目的で利活用していない区有財産（事業予定地や代替地等で、区が事業等に利用するまでの間、他の用途に利用できるもの）を有効活用の観点から有償でお貸しし、区民サービスの向上を図りつつ、貸付料等による税外収入の確保に繋がる取り組みを推進することを目的としています。

なお、貸付の可否や条件は利用目的等によって異なりますので、活用方法を提案する場合（貸付を希望される場合は、「**区有財産（土地及び建物）の貸付のご案内**」をご確認ください、貸付可能な財産の所管課へ活用方法をご提案ください。

#### 目次

- 財産の種類について
- 行政財産
- 普通財産
- その他の財産

#### 財産の種類について

区が所有する土地及び建物には、行政財産と普通財産の二種類があります。

行政財産	公用又は公共用に供し、又は供すること 決定した財産	例：区役所庁舎、学校、道路、公園、図書館等
------	------------------------------	-----------------------

区政の窓口・所在地

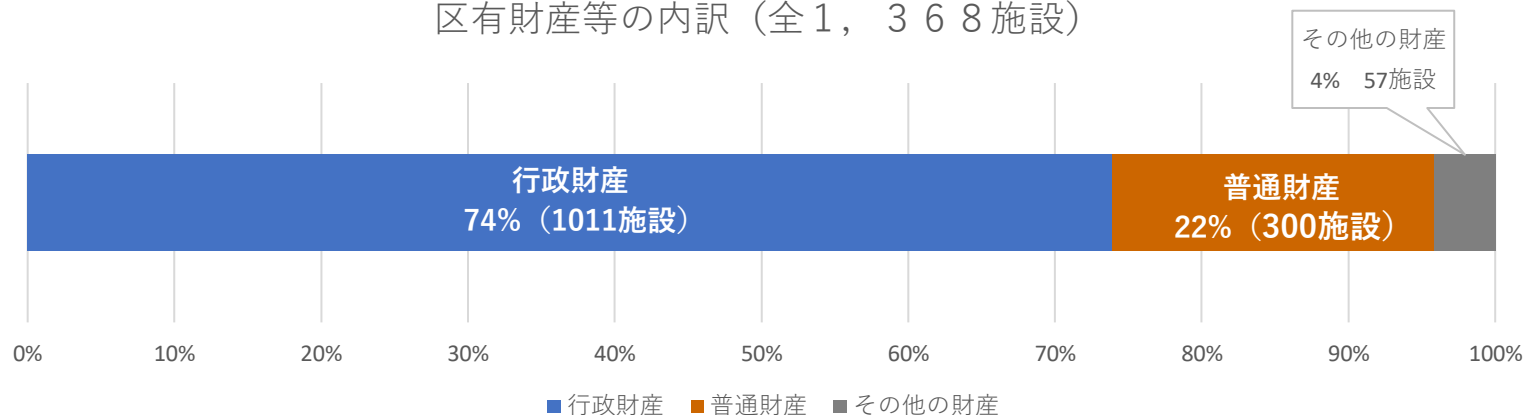
- 本庁舎・総合支所
- くみん窓口・出張所・まちづくりセンター
- 土曜日の開庁窓口

# 世田谷土地活用ソリューションの概要

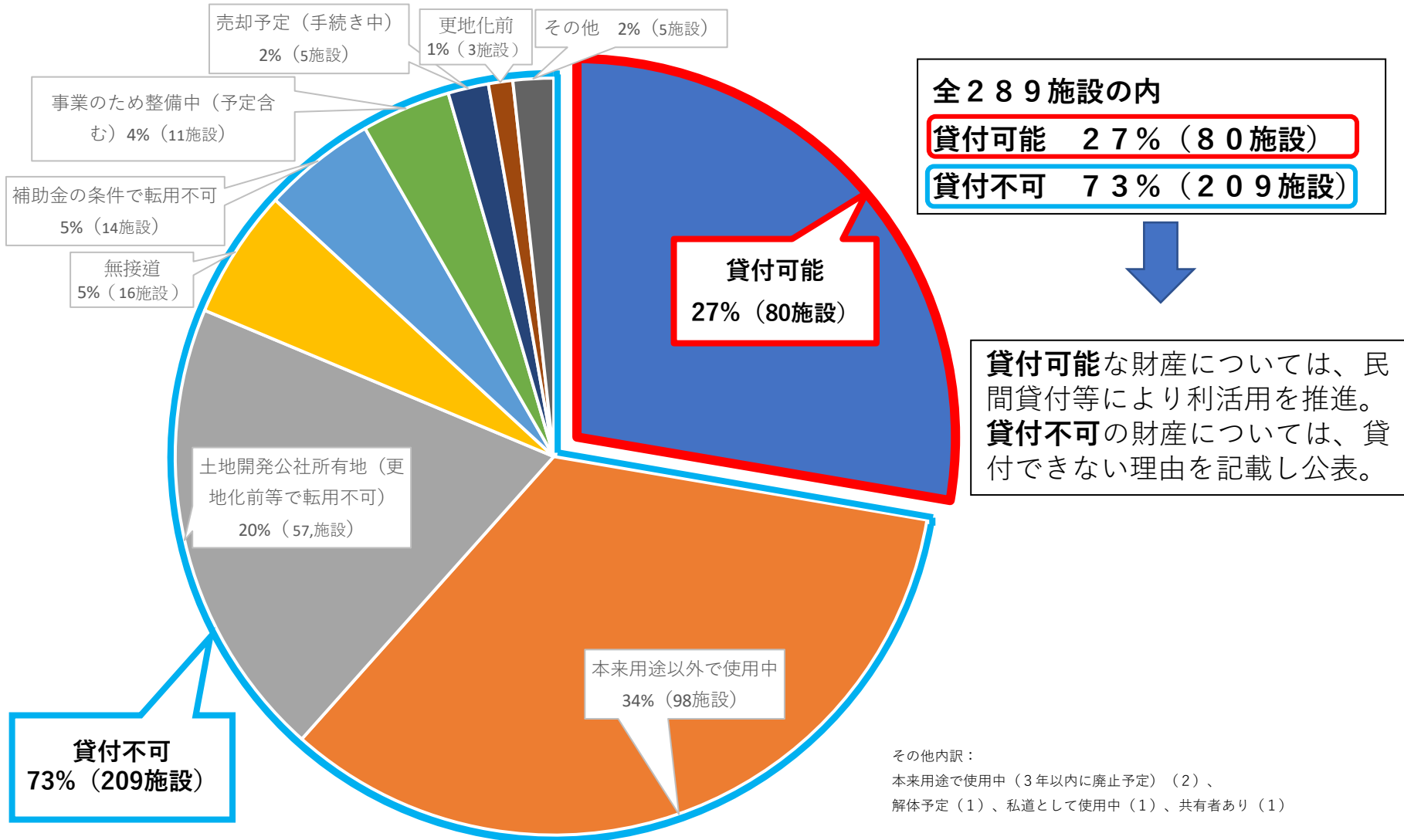
## ・公開する区有財産等

<b>行政財産</b> 74% (1,011施設)	公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産	例： 区役所庁舎、学校、道路、公園、図書館等
<b>普通財産</b> 22% (300施設)	行政財産以外の土地	例： 道路代替地、街づくり用地、貸付地、処分予定地等
<b>その他の財産</b> 4% (57施設)	世田谷区土地開発公社保有地	例： 道路、公園等の公共施設として先行取得した用地

区有財産等の内訳 (全1,368施設)



・ 保有目的で利活用していない区有財産等（貸付可否理由別内訳）



## 今後のスケジュール

- HPの公開予定日：令和5年10月2日

URL（10月2日以降に閲覧可能）

区有財産（土地及び建物）の活用状況と有効活用について  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/004/008/d00205756.html>

区有財産（土地及び建物）の貸付のご案内  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/004/008/d00205762.html>

### HPイメージ①

世田谷区 SETAGAYA CITY

検索 読み上げ 文字色 ふりがな Translation

くらし 住まい 仕事 子ども 福祉 文化  
 手続き 街づくり 産業 教育 スポーツ 区政情報  
 環境 若者支援 健康 生涯学習

ホーム > 目次から探す > 区政情報 > 財政 > 区有財産 > 区有財産(土地及び建物)の貸付のご案内

## 区有財産(土地及び建物)の貸付のご案内

最終更新日 令和5年10月2日 ページ番号 205762

区有財産(土地及び建物)は事業等により利用するまでの間、他の用途に利用できる場合があります。区ではこのような財産を有効活用の観点から有償でお貸しし、区民サービスの向上や貸付料等による税外収入の確保に繋がる取り組みを推進しています。

なお、貸付の可否や条件は利用目的等によって異なりますので、貸付を希望される場合は、**利用条件**及び**貸付までの流れ**をご確認いただき、**物件情報(貸付可能な財産)**の所管課へ活用方法をご提案ください。

例: 資材置場

物件情報(貸付可能な財産)

利用条件

禁止する利用目的

### HPイメージ②

物件情報(施設番号: 2482、名称: 上用寛6-33保有地)

施設番号	2482	所管課 (課番号)	総務課 (03-5432-2142)
所在・地番	世田谷区上用寛六丁目3271-21、22 (住居表示: 世田谷区上用寛六丁目33番)	面積	16.00㎡ (公簿) 16.00㎡ (実測)
貸付条件等	一部隣接地の占有があるため、貸付可能面積は上記面積よりも小さくなる。		
備考			

周辺状況図

三本杉陸橋

素内図

現況写真①

※この地図の作成に当たっては、国勢調査株式会社を委託して、国勢調査株式会社から提供される自治体データベースを使用しています。